

第17回 契約監視委員会 議事要旨

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園

1. 日時 2020年1月31日(金曜日) 14:15～16:15
 2. 場所 OIST Lab3、Seminar Room C700
 3. 出席委員 大淵学委員、崎濱秀光委員、島袋登仁雄委員、清水至委員、田中秀明委員、多田敏明委員、滑川達委員
4. 議事概要
- OIST 概況について
OIST 概況について、事務局より説明を行った。

 - 議題
 - (1) 審議案件の選定について
滑川委員が、対象の150件から2件の選定を行った旨報告された。(公共工事契約1件、物品・役務契約1件)

議題案件選定理由

担当委員:滑川委員

【公共工事契約】

一般競争入札

83 番、沖縄科学技術大学院大学S2工区造成その他工事

選定理由:

落札率が 47.4%と低くなっているが、これがダンピングとなる可能性が極めて低いということ(現在ルールのもとでの契約の妥当性)を確認する必要があると判断したため。なお契約番号 81「沖縄科学技術大学院大学7号調整池区域造成その他工事」は、この契約(83)と同じ造成工事・同じ落札者でこれも落札率 53%となっていることもあり、本案件の確認の必要性をより強く認識するに至った。

【物品・役務契約】

一般競争入札

32 番、イルミナ社次世代シーケンシング試薬の購入

選定理由:

実際総額が高額となることが予想される単価契約案件における業者選定(=単価決定)プロセスの合理性・効率性・妥当性を当委員会として逐次、確認しておくことが望ましいと考えたため。

(2) 個別案件の審議について

① 一般競争入札

契約番号 83、沖縄科学技術大学院大学S2工区造成その他工事

<概要説明(事務局)>

1. 工事の概要

- a. 契約番号 83「S2 工区造成その他工事」は、掘削工事をメインとする造成工事であり、掘削により出る土を「7号調整池造成その他工事」に運搬する工事である。
- b. 契約番号 81「7号調整池造成その他工事」は、盛土工事をメインとする造成工事である。
- c. 両工事は、上記のとおり密接な関係が有り、工事期間もほぼ同時期に行われる工事である。
- d. 従い両工事を同じ業者が行う事によるメリットは、受注者、発注者双方に大きい。

2. 入札結果

- a. 「S2 工区造成その他工事」においては、5 社中 4 社が調査基準価格未満であった。
- b. 「7号調整池造成その他工事」においては、7 社中 4 社が調査基準価格未満であった。

3. 受注者の実績等

- a. 受注者・A 社は FY2018 期において「第 4 研究棟インフラ埋設その他工事」を滞りなく完成させた受注者である。請負金 3 億円超。
- b. 受注者は、当該案件に先立ち、「7号調整池造成その他工事」を受注している。請負金 1 億円弱。
- c. 受注者の手持ち工事の内上記「7号調整池造成その他工事」以外は、沖縄防衛局のシユワブ案件が 2 件あり、これらは中止期間中となっている。請負金 5 億円超。
- d. 受注者は、OIST での施工を良く理解しており、また中止案件を抱えている事からかなりアグレッシブに受注を目指していた事は事実である。

4. 予定価格の設定

- a. 積算は、国土交通省土木工事標準積算基準(平成 31 年度)により行い、予定価格を設定している。
- b. 上記積算基準は公表されており、受注者の的確な見積りに有益な情報を提供するとともに、これを官民共有化することによって、積算の質や社会的公明性の向上を図っている。
- c. さらに、参考資料として金額抜き内訳書を公開し、積算の食い違い等の削減を目指している。

委員会の意見・コメント	事務局の説明等
調査基準価格より安くなりそうか、予測できるか？予測できれば、予定価格を下げることは可能か？ 国交省以外の基準を用いて予定価格を立てることは可能か。	シンプルな造成工事に関しては、安い価格で入札されることは、予測可能。 国交省の積算基準は、先に述べたように官民共有を目的として公表されており、これを用いないで予定価格を立てることが適正か本学としては、判断できない。
工事を「7号調整池造成その他工事」とセットにして入札公告することはできなかったのか？	「S2 工区造成その他工事」の設計が遅れたため、「7号調整池造成その他工事」とセットで入札できる期限を過ぎてしまった。 そのため、やむを得ずそれぞれ単体での入札公告とした。

② 一般競争入札

イルミナ社次世代シーケンシング試薬の購入

<概要説明(事務局)>

- 生物・生命科学分野の研究で、ゲノムや遺伝子の解析を目的として、本学が所有する DNA、RNA の配列読取装置であるシーケンサーで使用する「試薬」の購入に係る単価契約。
- 過去の使用実績から、必要な種類と年間の予定使用量を算出し、一括で単価契約としたもの。購入可能性のあった「38 種類」の試薬を単価契約とした。
- 使用する試薬の種類、発注時期、数量が研究ユニット毎に異なっていること、また各種試薬にそれぞれ使用期限が設定されていることから都度の発注を要するため、年間の予定数量を基にした単価契約としている。
- 年間を通して使用頻度が高く、発注回数が多い場合、また、ある程度の期間で固定単価の設定が可能であり、年間の購入予定数量による契約とすることで有利な条件が得られる場合は、業務の効率性と、経済性を考慮したうえで、単価契約を検討している。

委員会の意見・コメント	事務局の説明等
契約後も価格交渉は可能なのか。	(双方協議により) 可能である。
予定数量に過不足が生じた場合は、価格の変更が生じる契約なのか。	入札時には、今年度購入の可能性が高い試薬を単価契約とした。単価契約なので、価格は実発注数量には縛られず、過不足が生じた場合でも変更契約は行わない。
他の大学の同様な契約について、調査を行う	他の大学については、調査を行っていない。

<p>ているのか。</p>	<p>最新情報ではないが公的研究機関では実例はあった。 今後の契約においては、他機関への調査を検討したい。</p>
<p>この試薬は、イルミナ社製でなければならないのか。</p>	<p>シーケンスを行う機器本体がイルミナ社製であるため、正規品(イルミナ社)試薬の使用が前提条件とされている。</p>

(3) OIST からの報告と相談

① 買い手に秘匿された販路制限に関する中間報告

<概要説明(事務局)>

- 買い手に見えない形で販路が決定されている可能性を受けて、公正取引委員会の見解を確認した。
- 公正取引委員会の見解
 - ① 独禁法等所管法令上、卸先の選択や指定といった事業者が行使する権限や裁量の範囲であり、一般的論としては問題ない。販路制限の枠組みについては、その背景や具体的事情によっては違反行為にあたる可能性がないとは言えない。
 - ② 「帳合取引の義務付け」にあたるような話し合いや意図がもたれていたかは、実際に調査してみなければ判断できない。①と同様に現時点では可能性がないとも言えない。
- 昨年の財務省予算執行調査において「過度に仕様を制限せず、類似・同様の設備・機器も含めた検討を行ったうえで、競争入札を実施すべきである。」「落札率が100%の契約が散見されるなど、入札手続きが機能しておらず、その適法性・公正性も含めて検証し、抜本的に見直しを行うべきである。」との意見がついた。このことから、一者応札も問題視されているということになるが、上記のとおり買い手側だけでは競争性有無を判断できない事例もある。
- しかしながら、「一者応札であったことそのものが、競争の不在や不正を裏付けるものではない。問題は、競争の条件を不当に厳しくして一者になったのか、そうでないのに一者になったのかである」との見解もある。(アゴラ「一者応札」は「不正」なのか?～公共契約の悩ましい問題」上智大学法学部楠教授、2019年6月3日)

- また、米国の調達制度においても、「一者応札になった場合でも、競争性を確保するための取り組みが前提として実施されていれば、一者応札そのことをもって競争性が阻害され、調達価格の高騰を招いているとは一般的に認識されない」とされている(米国「Federal Acquisition Regulation」)。
- OIST としては、買い手に秘匿された販路制限が存在するかもしれない懸念はあるものの、他の競争参加者の可能性を買い手として否定しきれないならば、公平性に考慮して調達案件の公告を継続するべきではないかと考えている。
- 研究者が必要とする要求仕様を公告した結果、要求仕様を満たす機種、つまり「メーカー」が一者に絞られ、さらに最終的な販売経路に“買い手に秘匿された販路制限”が組み合わさることで一者応札になったとして、果たしてそれは「競争条件を不当に厳しくした」とみなされるのか。またこのような疑問に答えるため、どのような説明責任の果たし方が想定されるか。

委員会の意見・コメント	事務局の説明等
総輸入元が1社しかないので、1社を縛っただけで再販売価格拘束として違反なのかというところは、拘束によった我が国の輸入元間の価格競争を停止・回避させているわけではないため、微妙である。	—
総輸入元 1社が日本国内で自由に価格を設定できるのであれば、販社が複数であっても競争は働かないのではないかと想像がつく。	—
総輸入元 1社が複数の販社を抱えた段階では、販社間の競争が生まれるはずである。その競争に1社だけしか入札させないというような圧力を総輸入元がかけているとすれば、独禁法上も問題ではないかと思われる。	—
研究機器を購入する際、複数の選択肢の中で、この機器が必要だと説明することは大事だと思う。しかし、研究機器を購入した以上は、純正試薬を使わざるを得ないという議論はあまり意味がない。	機器メーカー指定の試薬を使用しないと、保守サポートが実施されないので、本学には選択肢がない。
研究機器購入の必要性・理由を述べ、機器を購入した以上は純正品の試薬を使わざるを得ないという説明ができればいい。	—

② 調達後の管理プロセス事例の紹介

ある研究ユニットにおける購入資材へのラベル添付を行うことによる、消耗品等の在庫・保管場所管理、ラボ所属スタッフへのコスト意識を喚起する取り組みの紹介。

委員会の意見・コメント	事務局の説明等
<p>消耗品のような低コストで入手できる資材にどこまで管理コストをかけられるのかは、さらに検証の余地があると思われる。どちらかという高額な機器の活用状況や要求仕様の過不足の実態把握に検証の労力を割くほうが先ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり執行額が大きい研究機器などのほうがコストセーブの優先度が高いことは認識している。今回のテーマは少額帯ではあるが、調達後の管理意識から次のコストセーブにつながるようなルーチン可能性としての事例紹介を行った意図。</p>
<p>費用対効果の議論はもっともだが、今回の努力につながるような背景やマインドは理解する。</p>	<p>この事例から印象に残ったのは管理面のことだけではなく、コスト意識を含めて研究者の将来に向けた教育の一環でもあるというコメント。</p>
<p>何かを評価するには基準とデータが必要である。この取り組みの効果を説明するにはそのような前提やデータが示されていない。</p>	<p>前回までの相談を通じてベースラインの設定とその評価プロセスは念頭に置いている。この事例は局地的なものであり、まだ組織的な評価の段階までは考慮していない。</p>
<p>—</p>	<p>各ラボにおける分野や体制の相違により一般化には向かないという唯一解の不在、管理コストの費用対効果や注力の優先度など考慮すべき課題もあるが、集権的組織による一辺倒のルールではないところから生じた自主的なコスト意識もまた将来の調達の質に影響することができるという点に特に注目したい。</p>

③ 財務省予算執行調査への対応について

- 調達に関するワーキンググループを立ち上げた。(2020年1月16日)
- 背景

昨年の財務省予算執行調査で、OISTの随契(入札)基準が500万円となっているが、その基準を引き下げてはどうかとの意見があった。

本学は、前回の契約監視委員会において、基準の引き下げを行う必要はないのではないかとのご意見をいただいたので、その旨内閣府を通して財務省へ回答した。しかし、内閣府と財務省との間の議論で、財務省の理解を得られなかったようなので、OIST学内で、随契基準について検証する必要性が生じた。

- ワーキンググループの目的
 - a. 調達手続きの合理化
 - b. 適切な入札基準についての検証
 - ✓ 基準の引き下げは、真にコスト削減に寄与するか。
 - ✓ 基準の引き下げにより、調達手続きの負荷が増大するか。
- 今年 4～5 月ごろに結論を出す予定。

EOF